優良建設工事の土木事務所長表彰選考基準

第１．表彰の名称

表彰の名称は、土木事務所長表彰「所長賞」、「一工事賞」、「二工事賞」「三工事賞」とする。

また、それぞれに対応する当初請負金額の区分は、表－１のとおりとする。

（表－１）

表彰の種別（名称及び当初請負金額の区分）
所 長 賞；（当初請負金額；５００万円以上）
一工事賞；（当初請負金額；５，０００万円以上）
二工事賞；（当初請負金額；１，０００万円以上５，０００万円未満）
三工事賞；（当初請負金額；５００万円以上１，０００万円未満）

第２．表彰選考の対象者

（１）所長賞においては、次の各号をすべて満たす企業とする。

① 前年度の完成検査に合格した当初請負金額５００万円以上の工事で、高知県建設工事成績評定要綱、高知県建築工事成績評定要綱に基づく工事成績評定点で８０点以上を得た企業。

② ①で対象となった工事を管轄する土木事務所管内に活動拠点を置くなど地域に貢献する企業（共同企業体においては、全ての構成員が高知県内に建設業法上の主たる営業所を有する企業で、１社以上の構成員が活動拠点を置くなど地域に貢献する企業）であること。

ここで、活動拠点を置くなど地域に貢献する企業とは、次のいずれかに該当すること。

ア 工事の業種が土木一式工事については、当該工事がある土木事務所管内に建設業法上の主たる営業所を有する企業、または、入札参加希望地登録申請が認められた企業（以下「地域内企業」という）とする。

イ 工事の業種が土木一式以外の工事については、高知県内に建設業法上の主たる営業所を有する企業とする。

（２）一工事賞、二工事賞、三工事賞においては、次の各号をすべて満たす企業とする。

① 前年度の完成検査に合格した当初請負金額５００万円以上の工事で、高知県建設工事成績評定要綱、高知県建築工事成績評定要綱に基づく工事成績評定点で７５点以上を得た企業。

② 高知県内に主たる営業所を置く企業。

（３）次の各号のいずれかに該当する企業（共同企業体の場合は各構成員（以下「企業（構成員）」という。）は、当該年度の土木事務所長表彰の表彰選考の対象者から除外する。

① 当該年度の高知県優良建設工事施工者表彰において、高知県知事賞又は優良賞を受賞した企業（構成員）。

② 前年度の表彰日以降に建設業法の監督処分、高知県建設工事指名停止措置要綱に基づく指名停止あるいは指名回避措置基準要領に基づく指名回避（以下「処分等」という。）を受けた企業（構成員）、又は処分等の要件に合致することが明らかな企業（構成員）。

③ 前年度の完成検査に合格した工事の工事成績評定点に６５点未満がある企業（構成員）。

④ 前年度の表彰日以降に、死亡等重大な事故を発生させた企業（構成員）。

⑤ 高知県暴力団排除条例（平成２２年高知県条例第３６号）第２条第１号に規定する暴力団、同条第３号に規定する暴力団員等又は別表に定めるものに該当する企業（構成員）。

⑥ その他、選考から除外するに十分な理由がある場合。

（４）前年度に、高知県優良建設工事施工者表彰又は土木事務所長表彰を受賞した企業（構成員）においては、次のアからエのすべてを満たす工事は、当該年度の土木事務所長表彰の対象から除外する。

ア 受賞工事と同じ工事名

イ 受賞工事と同じ工事場所

ウ 受賞工事と同じ業種及び工種区分並びに同じ工種内容

なお、上記アからウの考え方は、別紙参照のこと。

第３．選考方法等

次の各項により表彰対象者を選考する。

（１）１土木事務所あたりの表彰工事件数

１土木事務所（本所及び所内事務所）の表彰工事件数は、次の各号のとおりとする。

① 所長賞は、工事成績評定点８０点以上のうち上位５件程度とする。上位５件のうち、地域内企業を含まない工事がある場合は、地域内企業の工事を追加して５件程度に達するまで選考することができる。

② 一工事賞、二工事賞、三工事賞は、工事成績評定点７５点以上のうち、前項の①で選考した工事を除外し、各賞の区分ごとに上位から順に選考するものとし、合計５件程度とする。なお、賞の区分ごとの件数は土木事務所長が決定する。

（２）１企業あたりの表彰件数

県内で１企業（構成員）１件とし、対象となる工事が複数ある場合は、工事成績評定点が最も高い工事を選考する。工事成績評定点が同じ場合は、最終請負金額が最も高い工事を選考する。

（３）選考方法

① 土木事務所長は、所長賞、一工事賞、二工事賞、三工事賞の各賞ごとに候補企業（構成員）を選考し、技術管理課長に報告する。

② 技術管理課長は、各土木事務所から同一企業（構成員）が複数選考された場合は調整を

行い、調整後の候補企業（構成員）を土木事務所長に通知する。

③　土木事務所長は、通知された候補企業（構成員）に基づき受賞者を決定する。

（４）その他

選考にあたっては、構造物等の現地確認を行い、その結果、明らかに施工に起因する変状や損傷等があると判断された場合は選考から除外する。

第４．表彰式等

表彰式は、土木事務所ごとに行うものとし、工事を施工した企業（構成員）等を対象に次の各項のとおり賞状を授与する。

（１）　所長賞においては、表彰の対象は当該工事を施工した企業（構成員）、現場代理人、主任技術者及び監理技術者（以下「主任技術者等」という。）とする。賞状には、工事番号、工事名、工事の業種名、企業名、現場代理人氏名、主任技術者等氏名を記入する。現場代理人と主任技術者等は次の各号のとおりとする。

①　現場代理人及び主任技術者等（共同企業体構成員の主任技術者等を含む）は、工事の始期から完成までの期間の半分を超えて従事した者であること。

②　工場製作（桁製作等）を含む工事の現場代理人及び主任技術者等（共同企業体構成員の主任技術者等を含む）は、工場製作又は現場工事（桁架設等）の期間の半分を超えて従事した者であること。（工場製作及び現場工事のいずれも対象とする。）

（２）　一工事賞、二工事賞、三工事賞においては、当該工事を施工した企業（構成員）を対象に賞状を授与する。賞状には、工事番号、工事名、企業名を記入する。

（３）　共同企業体により施工している場合は、構成員の企業ごとに工事番号、工事名、工事の業種名、共同企業体名、構成する企業名、その企業に属する現場代理人氏名、主任技術者等氏名を記入する。

第５．その他

この選考基準に定めるものの他、必要な事項については別途定める。

附則　１　この選考基準は、平成 23 年 12 月　１日から施行する。
２　この選考基準は、平成 24 年　１月 20 日から施行する。
３　この選考基準は、平成 24 年 12 月 17 日から施行する。
４　この選考基準は、平成 26 年　１月　７日から施行する。
５　この選考基準は、平成 27 年　１月 20 日から施行する。
６　この選考基準は、平成 27 年 10 月 19 日から施行する。
７　この選考基準は、平成 28 年　５月 11 日から施行する。
８　この選考基準は、平成 30 年　７月 27 日から施行する。
９　この選考基準は、平成 30 年 10 月 10 日から施行する。
10　この選考基準は、令和　４年　３月　７日から施行する。

11　この選考基準は、令和　５年　３月 28 日から施行する。
12　この選考基準は、令和　７年 10 月　２日から施行する。
13　この選考基準は、令和　８年　３月 25 日から施行する。

別紙

（第２．（３）⑤関係）

ア　高知県暴力団排除条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるもの

イ　その役員等（法人にあっては業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあってはその長、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいい、個人にあってはその使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者（事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。）をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員等であるもの

ウ　暴力団員等がその事業活動を支配しているもの

エ　暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているもの

オ　暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているもの

カ　いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したもの

キ　業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したもの

ク　自己又はその役員等が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したもの

ケ　自己又はその役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているもの

（第２．（４）関係）

ア　「同じ工事名」とは、前年度に受賞した工事の契約書に記載している工事名と同じ工事名。なお、契約書に記載している工事名に、工事を分離するための名称（例：○○工事１工区、あるいは○○工事その１）等が付けられている場合であっても、同じ工事名とみなす。

イ　「同じ工事場所」とは、前年度に受賞した工事場所から５００メートル以内の工事場所。

ウ　「同じ業種」とは、「高知県電子入札システム」に掲載されている業種名のこと。また同じ「工種区分」及び「工種内容」とは、各出先事務所等の閲覧室に備えてある「積算図書」に記載された工種区分及び工種内容のこと。これらが前年度に受賞した工事と全て同じもの。

なお、工種区分については、「高知県電子入札システム」の「発注情報」に掲載の「見積参考資料」の表紙にも掲載。